

◆ 青アザ・ホクロの除去費用と医療費控除

Q : 私は、顔面に青アザが広がっていく原因不明の症状にかかり、整形外科で手術を受け治療しました。

また、よい機会だったので、5歳の娘も目の下のホクロを除去する手術をしました。これらの費用は、医療費控除の対象になりますか。

A : 青アザの除去費用は医療費控除の対象になりますが、ホクロの除去費用は対象になりません。

【解説】

医療費控除の対象となる医療費は、あくまで医師等による診療又は治療の対価とこれに関連する支出に限られ、たとえ医師等にかかった費用であっても、単なる健康診断や美容整形手術のための費用は、医療費控除の対象にならないことになっています。

原因不明であっても青アザが顔面に広がっていく症状は、明らかに肉体の異常現象であり、医師の手術を受け治療してもらった費用は、身体の構造の欠陥を是正するものですから、医師による診療又は治療に該当し、医療費控除の対象になります。

一方、単にホクロを除去する手術は、美容整形のために行われたと認められ、身体の構造又は機能の欠陥を是正するものではないことから、医療費控除の対象とはなりません。

